



令和6年7月18日(木) 岐阜県発表資料								
担 当 課	担 当	担 当 者	電話番号					
			内線 3552					
子ども家庭課	児童虐待対策監	岡本 名月	直 通 058-272-8325					
			FAX 058-278-2644					

# 令和5年度岐阜県における児童虐待相談の状況について

~県子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、過去最多~

令和5年度に県内5カ所の県子ども相談センター(児童相談所)が対応した「児童虐待の相談 対応件数(速報値)」を取りまとめました。

県が対応した県内の児童虐待相談対応件数は2,725件(対前年度1.5%増)で、過去 最多となりました。

### 児童虐待相談対応状況

### 【状 況】

別 「心理的虐待」が1,427件(全体の52.4%)と最も多く、次いで「身体的虐 〇種

待」が960件(同35.2%)、3番目に「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」が

300件(同11.0%)となっています(表1)。

〇年 齢 構 成 「9歳~12歳未満」が538件(全体の19.7%)と最も多く、次に「6歳~

9歳未満」が523件(同19.2%)、3番目に「3歳~6歳未満」が495

件(同18.2%)となっています(表1)。

「実母」が1,224件(全体の44.9%)と最も多く、次に「実父」が1,197 〇主な虐待者

件(同43.9%)となっています(表2)。

○相談の経路 「警察等」が899件(全体の33.0%)と最も多く、次いで「学校」が533件

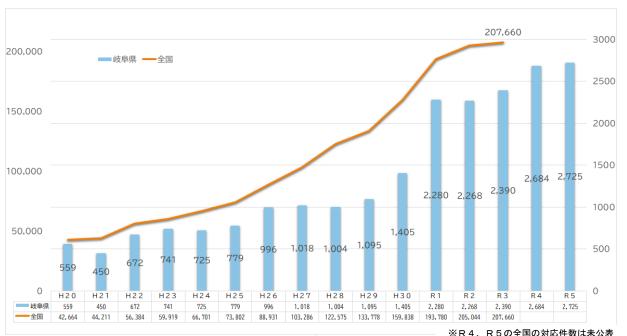
(同19.6%)、3番目に「市町村」が485件(同17.8%)となっていま

す(表3)。

〇一 時 保 護 児童虐待により一時保護を行った件数は317件で、延べ日数は7,157日となっ

ています(表4)。

### 図 児童虐待相談対応件数の動向(平成20年度~令和5年度)



### 【分 析】

- ・ <u>県の対応件数は2,725件(前年度2,684件 対前年度比1.5%増)で、過去最</u> 多となりました。
- ・ こどもサポート総合センターにおける岐阜市・警察との同一フロアによる連携など、市町村と子ども相談センターとの連携が進み、市町村からの相談が増加(昨年度から79件増)したことから虐待の相談対応件数が増加したものと考えられます(表3)。
- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の認知や児童虐待に対する意識の高まりにより、 虐待が重篤化する前の軽微な段階で早めに相談されることが増えており、対応として保 護者等への面接指導の件数が増加しています(表5)。

### 2 令和5年度における被措置児童等虐待の状況 (贈離と第3条の16に基づく) ほう

### 【被措置児童等虐待とは】

児童養護施設等への入所や里親委託などの措置をされている児童に対して、施設職員や里親などが行う虐待をいいます。

- ・ 被措置児童の権利擁護を図るため、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、子ども 相談センターや福祉事務所などに通告しなければならず、県は通告を受けた場合には被措 置児童等虐待の防止や被措置児童等の保護のために必要な措置を講ずることとされてい ます。
- ・ 児童福祉法に基づき、県は毎年度、被措置児童等虐待の状況等を公表することとなっており、令和5年度の本県における被措置児童等虐待の状況は以下のとおりです。
  - (1) 被措置児童等虐待の通告件数 14件
  - (2) 事実確認調査の結果
    - ・ 虐待の事実が認められた事案
- 5件
- ・ 虐待の事実が認められなかった事案 6件
- ・ 虐待の事実の有無が判断できない事案 3件
- (3) 被措置児童虐待の状況(重複あり)

#### 【虐待種別】(重複あり)

- 身体的虐待 2件
- · 心理的虐待 2件
- 性的虐待 1件
- ・ ネグレクト 1件

### 【施設種別】

- 社会的養護関係施設 4件
- 障害児施設 1件

### 【都道府県が講じた措置】

・ 文書による指導 5件

### 【被害児童の年齢】(重複あり)

- 小学生 2件
- · 中学生 3件
- · 高校生等 1件

### 【加害者の職種】

施設職員 5件

児童虐待に関する相談、通告は子ども相談センター、市町村等で受け付けています。児童虐待を発見した時や、虐待ではないかと疑われる場合には、速やかに通告(相談)をお願いします。

岐阜県内の相談・通告窓口 (24時間・365日)

児童虐待かもと思ったら、ご連絡ください。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」

(通話料無料)

- ~ 子育てに悩んだ時など子どもに関する様々な相談は ~
- ■児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」(通話料無料)
- ■スマートフォンのLINEアプリから「親子のための相談LINE」公式アカウント を友達登録すると、LINEで子育てに関する相談ができます。

# 【参考資料】

# 表 1 被虐待児の年齢構成・虐待種別

							【参考】平	成30年度
種別 年齢構成	身体的虐待	性的虐待	(ネグレクト)拒 の怠慢・否	心理的虐待	ā†	構成比 (%)	計	構成比 (%)
0~3歳未満	67	1	43	232	343	12.6	215	15.3
3歳~6歳未満	148	1	51	295	495	18.2	262	18.6
6歳~9歳未満	196	4	61	262	523	19.2	292	20.8
9歳~12歳未満	234	9	62	233	538	19.7	283	20.1
12歳~15歳未満	174	17	43	251	485	17.8	220	15.7
15歳~18歳	141	6	40	154	341	12.5	133	9.5
計	960	38	300	1,427	2,725	100.0	1,405	100.0
構成比(%)	35.2	1.4	11.0	52.4	100.0			
【参考】平成30年度	497	24	272	612	1,405		•	
構成比(%)	35.4	1.7	19.4	43.6	100.0			

## 表2 主な虐待者

区分	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	その他	計
令和5年度	1,197	176	1,224	18	110	2,725
構成比(%)	43.9	6.5	44.9	0.7	4.0	100.0

# 【参考】

平成30年度	522	81	695	12	95	1,405
構成比(%)	37.2	5.8	49.5	0.9	6.8	100.0

## 表3 虐待相談の主な経路

	都道府	市町	児童福祉施	製品	医療機関	学校	家族・親戚	地隣・知人	児童本	そ の	計
	県	村	設	等	等	等	等	等 ·	人	他	
令和5年度	72	485	54	899	69	533	221	259	83	50	2,725
構成比(%)	2.6	17.8	2.0	33.0	2.5	19.6	8.1	9.5	3.0	1.8	100.0
【参考】											
平成30年度	80	153	21	465	41	208	156	253	12	16	1,405
構成比(%)	5.7	10.9	1.5	33.1	2.9	14.8	11.1	18.0	0.9	1.1	100.0

# 表 4 一時保護の状況

令和5年度	一時保護件数	延べ日数	一件あたり 平均保護日数
児童虐待による一時保護	317	7,157	22.6
その他の一時保護	187	4,310	23.0
計	504	11,467	22.8

# 【参考】

平成30年度	一時保護件数	延べ日数	一件あたり 平均保護日数
児童虐待による一時保護	260	4,865	1.36482434
その他の一時保護	213	3,012	14.1
計	473	7,877	16.7

# 表 5 虐待相談への対応状況

	施	里	指 児	面	そ市	
	設	親	童	接	町	
区分			福		の村	計
	入	委	祉	指	送	
	所	託	導 司	導	他 致	
令和5年度	48	15	17	2,549	96	2,725
構成比(%)	1.8	0.6	0.6	93.5	3.5	100.0

# 【参考】

平成30年度	64	11	16	1,290	24	1,405
構成比(%)	4.6	0.8	1.1	91.8	1.7	100.0

### 令和6年度に県が行う主な児童虐待対策

県では、5カ所の子ども相談センターを中心に、虐待の発生予防から早期発見、早期対応、 再発防止、子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行っています。

今年度は、虐待の発生予防を目的としてマルトリ予防\*をテーマに啓発活動を実施します。

また、全国的に生後間もない子どもの虐待死が多いことから、妊娠・出産に不安を抱える妊産婦を宿泊支援も含め伴走型で支援する「妊産婦生活支援事業」を2カ所で実施します。

その他、ヤングケアラーへの支援や、ケアリーバー(児童養護施設等の退所者)への継続的な 支援にも力を入れています。

※マルトリ(マルトリートメント)は不適切な養育を意味し、マルトリートメントが子どもの脳の発達に影響を及ぼすことが研究で明らかになっています。

### (1) 児童虐待防止のための広報・啓発

- ○児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知
- ○児童虐待防止推進月間(11月)における、ぎふオレンジリボン運動の展開
  - オレンジリボン児童虐待防止講演会
  - 県内各地域で街頭啓発、県のイベント等での啓発ブース設置
  - 県有施設等でのオレンジライトアップ
  - オレンジリボンたすきリレー

### (2) 子どもや子育て家庭への相談支援体制の充実

ヤングケアラーやケアリーバー(児童養護施設等の退所者)への支援、妊娠や出産について悩む人に対して相談支援を行う「妊産婦等生活援助事業」などを通じて児童虐待防止に努めます。

### 【ヤングケアラーへの支援】

- ○ヤングケアラー支援体制構築事業
  - ヤングケアラーコーディネーター 中央子ども相談センターと子ども家庭課に配置。市町村や関係機関を訪問しヤング ケアラー支援についての啓発や対応のノウハウについて助言。
  - 支援者向けヤングケアラー研修
  - オンラインサロン ヤングケアラー等が気軽に集えるオンラインサロンを実施。
  - SNSによるオンライン相談【新規】

### 【ケアリーバーへの支援】

- ○社会的養護自立支援拠点事業【新規】
  - 施設退所後の生活や就労についての相談
  - ケアリーバーの相互交流の機会を提供
  - 緊急避難場所の提供
  - ケアリーバーの自立支援への協力企業を増やす「職親プロジェクト」
- ○自立支援コーディネーター【拡充】

各子ども相談センターに自立支援コーディネーターを配置。本人とともに退所後の生活について支援計画を立て、退所後も状況把握し、相談に応じる。

### 【妊産婦への支援】

○妊產婦等生活援助事業**【新規】** 

妊娠・出産について不安を抱える人の相談に応じ、支援計画を立て伴走型で支援。

### (3) 関係機関との連携の推進・子ども相談センターの体制強化

福祉・教育・司法・医療などの各機関のネットワークを活用して、相互の情報共有・ 連携を図るとともに、関係機関を対象とした研修会の開催による人材育成、子ども相談 センターの体制強化により、児童虐待の防止に努めます。

#### 【関係機関との連携】

- 「こどもサポート総合センター」における中央子相・警察・岐阜市との連携
- ・ 中央子ども相談センターに市町村支援担当課(連携支援課)を設置 市町村支援、ヤングケアラー支援、施設退所者等支援などを実施
- ・ 児童虐待予防医療ネットワーク事業 医療機関からの相談に応じる児童虐待専門コーディネーター、医療従事者向け 研修など

### 【児童虐待防止に関する人材育成】

- ・ 児童福祉司の専門性向上のための研修
- ・ 児童心理司等の専門性向上のため保護者支援プログラム研修の受講
- 市町村の児童相談担当職員、里親、児童福祉施設職員、主任児童委員、民生委員・児童委員、学校教員、保育士等に対する研修の実施

### 【子ども相談センターの機能強化】

- ・ 児童福祉司や児童心理司の計画的な増員
- 保健師、警察OB職員の配置
- 児童虐待対応弁護士の設置
- ・ 自立支援コーディネーターの配置【拡充】
- ・ 外国人の相談への対応強化のため、オンライン通訳の利用を開始【新規】